

改正

平成17年9月30日五所川原市条例第226号
平成18年3月31日五所川原市条例第14号
平成18年9月29日五所川原市条例第37号
平成20年3月17日五所川原市条例第10号
平成20年6月16日五所川原市条例第29号
平成21年9月24日五所川原市条例第39号
平成24年12月21日五所川原市条例第42号
平成30年6月18日五所川原市条例第20号
平成30年12月13日五所川原市条例第28号

五所川原市重度心身障害者医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者の医療費の一部を助成することにより、福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市に住所を有する者であつて、65歳未満の者にあつては、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者であり、65歳以上の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療被保険者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で当該各号に規定する身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であるもの及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けたものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（その保護を停止されている者を除く。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2に規定する住所地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当する者（3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害を有するものに限る。）

(2) 青森県知事から知的障害の程度が重度である旨を表示された愛護手帳の交付を受けた者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項による1級に該当する者

(支給の制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなない。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなお効力を有するものとされる同法による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第67条第1項に規定する種類及び程度の災害を受けた場合を除く。

(1) **対象者の前年の所得**（1月から9月までの間において医療を受けた対象者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧政令」という。）第6条の4第1項に定める額を超えるとき。

(2) **対象者の配偶者**（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める**扶養義務者**で、**主として対象者の生計を維持するもの前年の所得**が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、旧政令第5条の4第2項に定める額以上であるとき。

- (3) 対象者の属する世帯に属するすべての国民健康保険被保険者について療養のあった月の属する年の前年（当該療養のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）に国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超えるとき。
- (4) 対象者が65歳以上で、市町村民税世帯非課税者（その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の特例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。）に該当しないとき。
- 2 前項第1号又は第2号に規定する所得の範囲及びその額等の計算方法は、旧政令第6条及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規定により読み替えて適用される旧政令第6条の2の例による。
- （受給者証等）
- 第4条 市長は、対象者又は対象者の父母、配偶者、親権者若しくは未成年後見人又は補助人、保佐人若しくは成年後見人、その他の者で現に対象者を保護しているもの（以下「保護者」という。）に対し、規則の定めるところにより、助成を受ける資格を証する受給者証等を交付する。
- （助成の額）
- 第5条 市長は、受給者証等の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額のうち、国民健康保険法、社会保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律その他医療に関する法令等の規定により保険者又は国若しくは地方公共団体が当該医療に関して負担すべき額（高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する対象者の一部負担金の割合を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養付加給付金がある場合は、その額を含む。）を控除した額に相当する額（以下「支給額」という。）を助成する。
- (1) 対象者が国民健康保険法による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたとき。
- (2) 対象者が社会保険各法による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けたとき。
- (3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付又は療養費、保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税世帯非課税者以外の対象者が前項の各号のいずれかに該当する場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号の規定の適用を受けるとした場合に同項の規定により負担することとなる額から同法第84条の規定により算定した高額療養費に相当する額を控除した額を支給額から控除した額を助成する。
- （助成の決定及び方法）
- 第6条 前条の規定による医療費の助成は、規則の定めるところによる申請に基づき、市長がその内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定し、支給するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法の被保険者に係る医療費（国民健康保険法第53条の規定による保険外併用療養費、同法第54条の規定による療養費、同法第54条の2の規定による訪問看護療養費及び同法第54条の3の規定による特別療養費を除く。）の助成にあっては、市長は、当該医療を受けた者が当該保険医療機関又は保険薬局に支払うべき費用をもって助成額とし、その者に代わり当該保険医療機関又は保険薬局に支払うものとする。
- （助成の期間）
- 第7条 助成の期間は、対象者が受給資格の要件を満たすこととなった日から受給資格要件を欠くに至った日までとする。
- （届出義務）
- 第8条 対象者又は保護者は、規則で定める事項について、速やかに市長に届け出なければならない。
- （譲渡又は担保の禁止）

第9条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。
(助成の返還)

第10条 市長は、対象者の医療費に関し、対象者又は保護者が損害賠償を受けたときは、その受けた金額の限度においてこの条例に定める助成額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の行為によりこの条例による助成を受けたときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、重度心身障害者医療費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の五所川原市重度心身障害者医療費支給条例(昭和60年五所川原市条例第7号)、金木町重度心身障害者医療費助成条例(昭和59年金木町条例第24号)又は市浦村重度心身障害者医療費助成条例(昭和59年市浦村条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日五所川原市条例第226号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月31日五所川原市条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行日前に受けた同項各号に規定する療養の給付等に係る助成の額の算定にあつては、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月29日五所川原市条例第37号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月17日五所川原市条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月16日五所川原市条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年9月24日五所川原市条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月21日五所川原市条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月18日五所川原市条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付及び療養に係る給付(以下「療養の給付等」という。)であつて第5条の規定に基づく医療費の助成の支給対象となるものについて適用し、同日前に受けた医療費の助成の支給対象となる療養の給付等に係る助成については、なお従前の例による。

附 則(平成30年12月13日五所川原市条例第28号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

2 第2条の規定による改正後の五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例別表第2備考2の規定及び第3条の規定による改正後の五所川原市重度心身障害者医療費支給条例第3条第1項第1号の規定は、平成30年1月1日から適用する。

(経過措置)

4 第3条の規定による改正後の五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、医療費の助成に係る平成31年10月1日以後の受給資格の認定について適用し、同日前の受給資格の認定については、なお従前の例による。

改正

平成17年9月30日五所川原市規則第167号
平成20年3月24日五所川原市規則第8号
平成21年9月24日五所川原市規則第26号
平成24年11月29日五所川原市規則第36号
平成27年12月28日五所川原市規則第33号
平成28年3月23日五所川原市規則第13号
平成31年3月14日五所川原市規則第5号

五所川原市重度心身障害者医療費支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五所川原市重度心身障害者医療費支給条例（平成17年五所川原市条例第116号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、重度心身障害者医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条で規定する社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(受給者証等)

第3条 条例第4条に規定する受給者証等の交付又は更新を受けようとする者は、重度心身障害者医療費受給者証等交付・更新申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、次の書類を提示しなければならない。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険又は社会保険各法の規定による保険若しくは共済組合の被保険者証又は組合員証
- (2) 身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- (3) **前年の所得**（1月から9月までの間においてする申請にあつては、前々年の所得）を明らかにする書類

3 条例第4条に規定する受給者証等は、国民健康保険法の適用を受ける者に交付する重度心身障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）（様式第2号）又は社会保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の適用を受ける者に交付する重度心身障害者受給者決定通知書（様式第3号）とする。

4 受給者証又は重度心身障害者受給者決定通知書（以下「受給者証等」という。）を交付したときは、重度心身障害者医療費受給者証交付台帳（様式第4号）を整備しておくものとする。

5 市長は、第1項に規定する申請のうち、更新の手続について、第2項各号に規定する書類により証明されるべき事実を公簿等によって確認でき、かつ、更新について本人の意思を確認できるときは、第1項の規定による更新の申請があつたものとみなす。

(受給者証等の有効期間)

第4条 受給者証等の有効期間は、市長が認定した日から翌年の9月30日までとする。ただし、その認定した日が1月から9月までの間の日である場合は、当該認定した日の属する年の9月30日までとする。

(受給者証の再交付)

第5条 受給者証を亡失し、又はき損したときは、重度心身障害者医療費受給者証等再交付申請書（様式第5号）により再交付を申請しなければならない。

(助成額の受給申請)

第6条 条例第6条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする者は、医療の給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に重度心身障害者医療費支給申請書（様式第6号）

に医療機関等の発行する領収書又は社会保険各法の規定による保険者が発行する療養費附加給付金支給証明書（療養費支給決定通知書がある場合は、当該通知書をもって支給証明書に代えることができる。）を添付して市長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上当該申請に係る可否を決定し、速やかに重度心身障害者医療費助成承認（不承認）決定書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の高額療養費等の申請及び支給）

第8条 市長は、青森県国民健康保険団体連合会から送付された診療報酬明細書により、国民健康保険法の規定による高額療養費の支給の対象となる者の属する世帯の世帯主に国民健康保険高額療養費支給申請書を提出させ、保険者に送付するものとする。

2 前項の高額療養費支給申請書を提出させるに当たっては、市長に対して高額療養費のうち対象者に係る分の受領について委任させるものとする。

3 保険者は、受給者から第1項の申請があったときは、速やかに支給額を決定し、その額を高額療養費支給明細書により市長に通知するとともに、高額療養費受領の受任者である市長に支払うものとする。

4 市長は、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給対象となる受給者の属する世帯の世帯主等に高額介護合算療養費支給申請書を提出させるにあたっては、前2項の取扱いに準じ、高額介護合算療養費のうち対象者に係る分の受領について委任させ、保険者は、高額介護合算療養費の受領の受任者である市長に支払うものとする。

（届出事項）

第9条 条例第8条の規定による届出事項は、次に定める事項とし、同条による届出は、重度心身障害者医療費受給者証等交付申請事項変更届（様式第8号）により受給者証等を添付して行うものとする。

（1）対象者（条例第2条に規定する対象者をいう。以下同じ。）及び保護者の氏名又は住所に変更があった場合 当該対象者及び保護者の変更前及び変更後の氏名又は住所並びに変更の年月日

（2）条例第2条第1号、同条第2号若しくは同条第3号に定める者の障害の程度に変更があった場合 当該変更前及び変更後の障害の程度並びに変更の年月日

（3）対象者が国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者又は組合員から他の国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者又は組合員になった場合 当該変更前に加入していた国民健康保険又は社会保険各法の規定による保険若しくは共済組合の名称及び変更後に加入する国民健康保険又は社会保険各法の規定による保険若しくは共済組合の名称並びに変更の年月日

（4）対象者が加入している社会保険各法の規定による保険者若しくは共済組合の名称又はその事務所に変更があった場合 当該変更前及び変更後の名称又は事務所並びに変更の年月日

（添付書類の省略）

第10条 市長は、この規則に定める申請又は届出に際して添付させるべき書類により証明されるべき事実を公簿等によって確認することができる場合において、その閲覧についての同意を得たときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（受給者証等の返還）

第11条 対象者が条例第2条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合、又は条例第3条に規定する支給の制限を受けるに至った場合は、対象者又は保護者は、速やかに受給者証等を返還しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の五所川原市重度心身障害者医療費支給条例施行規則（昭和60年五所川原市規則第7号）、金木町重度心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和59年金木町規則第17号）又は市浦村重度心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和59年市浦村規則第7号）

の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日五所川原市規則第167号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日五所川原市規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日五所川原市規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年11月29日五所川原市規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日五所川原市規則第33号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日五所川原市規則第13号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成31年3月14日五所川原市規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

※受 付		※受給資格		※受 給 者		証 等		
年 月 日	有・無	公費負担者番号				発行	年 月 日	
		受給者番号						
交付 重度心身障害者医療費受給者証等 申請書 更新								
申請者	住 所	(TEL —)						
	氏 名		男・女	年	月	日生		
	職 業		障害者との続柄					
障害者	住 所							
	氏 名		男・女	年	月	日生		
	個人番号							
加入医療保険	被保険者証		被保険者又は組合員の氏名			付加給付		
	記号					有・無		
	番号							
	保険者	所在地 名 称						
配偶者・扶養義務者又は同一世帯員	氏 名	続 柄	加入医療保険	個 人 番 号				
			国保・後期・社保					
			国保・後期・社保					
			国保・後期・社保					
			国保・後期・社保					
			国保・後期・社保					
			国保・後期・社保					
上記のとおり、重度心身障害者医療費の助成を受けたいので受給者証等の交付（更新）を申請します。								
						年	月	日
五所川原市長		申請者氏名				⑩		
交付（更新）申請にあたり必要となる対象者本人、配偶者、扶養義務者又は同一世帯員の住民情報、所得・課税情報、加入医療保険情報につき市が調査することに全員承諾しますので、代表し同意します。								
						受給対象者氏名		⑩

(注) ※印欄は、記入しないこと。

様式第2号 (第3条関係)
様式第3号 (第3条関係)
様式第4号 (第3条関係)
様式第5号 (第5条関係)
様式第6号 (第6条関係)
様式第7号 (第7条関係)
様式第8号 (第9条関係)